

君津地域における周遊促進・滞在時間延長に向けた情報発信業務 企画提案審査要領

（目的）

第1条 この要領は、君津地域における周遊促進・滞在時間延長に向けた情報発信業務に係る企画提案の審査について必要な事項を定める。

（提案に対する審査）

第2条 別に定める「君津地域における周遊促進・滞在時間延長に向けた情報発信業務企画提案選定委員会設置要領」により設置された選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、応募者から提出された企画提案書について、第3条及び第4条の規定により審査を行う。

（審査項目）

第3条 選定に係る審査対象事項は、以下の各号のとおりであり、その詳細及び審査基準は別紙「審査基準」のとおりとする。

- （1）企画提案内容
- （2）業務遂行能力
- （3）経費妥当性

（審査方法）

第4条 応募者の総数が6者以上の場合、事務局は書面による事前審査を実施し、選定委員会に参加する5者を選定することができる。

- 2 選定委員会委員はプレゼンテーションや質疑応答を踏まえ、別紙「審査基準」により企画提案書を採点し、評価得点を算定する。
- 3 委員別に応募者ごとの評価得点を比較し、第1位に5点、第2位に4点、第3位に3点、第4位に2点、第5位以下に1点の順位点を付与する。ただし、同順位となった場合は、当該順位及びその下位に当たる空位の順位点の合計を当該同順位となった応募者の数で除して得られる順位点を付与する。
- 4 応募者ごとに順位点の合計を比較し、順位点の合計の高い応募者から順位を付す。なお、第1位に複数の応募者が該当した場合は、評価得点の合計の高い者を第1位とする。
- 5 最優秀提案は、前項で付与した順位をもとに、委員の合議により総合的に判断の上、選定する。
- 6 応募者が1者の場合、審査の結果において評価得点の合計が満点の6割以上である場合に選定する。また、第1位の評価点の合計が満点の6割に満たない場合又は応募者がいない場合には、再度公募を実施する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、審査に必要な事項は、千葉県が定める。

附 則

この要領は、令和7年6月5日から施行し、提案に対する審査が完了したときに、その効力を失う。

審査基準

項目	審査基準	係数 (a)	採点 (b)	評価点 (a×b)	配点
企画提案内容	全体を通して、事業の趣旨を十分に理解した企画提案になっているか。 ・君津地域への滞在時間の延長に資するものであるか。 ・観光客（ファミリー層、若年層）の集客に資するものであるか。 ・君津地域の周遊促進、消費拡大に資するものであるか。 ・東京湾アクアライン及び周辺地域の交通分散化、渋滞緩和に資するものであるか。等	3			15
	【広域周遊ルートの作成】				
	観光客が魅力を感じる資源の発掘や既存の資源の新たな見せ方等により、地域への滞在時間延長に資する内容が提案されているか。	2			10
	この地域の魅力を理解しており、それらを活かして観光客を集客し、地域滞在中の満足度を高められるような内容となっているか。	2			10
	消費者に訴求する明確なテーマ設定がされ、ストーリー性があるか。また、効果的な観光消費額拡大が見込める提案がされているか。	2			10
	アクアラインにおける交通需要の偏在を想定し、現実的で適切な内容が提案されているか。	2			10
	【周知・啓発】 広報・広告等手段が明確かつ効果的なものになっているか。また、広報媒体を使用する人数や回数等が確認でき、かつ効果が検証できるような工夫がされているか。	3			15
業務遂行能力	【パンフレットの統合】 紙媒体とした際に観光客が手に取りやすい仕組・仕様となっているか。	1			5
	本業務を遂行する実施体制や実行能力等を有しているか。また、業務スケジュールは適切か。	2			10
	類似業務の実績、業務に関する専門知識、知見を有しているか。	2			10
経費妥当性					
	業務に関する経費の見積りは、予算の範囲内で適切な積算となっているか。	1			5
合計（100点満点／委員1名）					100

注1 上記は企画提案者1者についての審査委員1人当たりの配点である。

注2 採点は下記基準で評価する。

5：非常に優れている、4：優れている、3：標準、2：やや劣る、1：劣る